

令和8年度愛知県認知症本人発信支援事業 委託仕様書（案）

1 事業名

令和8年度愛知県認知症本人発信支援事業

2 目的

認知症の方本人からの発信を通して、広く認知症に対する理解を深めるため、愛知県認知症希望大使の活動の支援を行うとともに、市町村における本人発信支援の取組への助言等を行う。

3 委託内容

受託者は、(1)から(3)に基づき、「認知症本人発信支援事業」の業務一式を行う。

(1) 認知症希望大使発信支援

実施内容	以下の①～③を中心に、大使の活動に必要な連絡・調整等を行う。 ①大使の活動ニーズの聞き取り ②大使の活動ニーズを踏まえた活動計画書等の作成 ③活動の支援（大使や関係機関等との企画調整、日程管理、当日の大使の同行支援（事前準備を含む）、発信支援等）
活動時期	契約日から令和9年3月31日までの期間
活動回数	年12回程度
補足事項	① 大使の活動ニーズの聞き取り ・定期的に対面またはオンラインにて大使の活動ニーズや思いの聞き取りを行い、活動ニーズや大使の強みを評価、把握するとともに、できる限りニーズに沿った活動を実施すること。 ②活動計画書の作成 ・大使の活動支援にあたっては、あらかじめ愛知県、大使、受託者による協議の上、決定すること。 ・年数回程度に分けて、県と調整しながら定期的に市町村等への希望調査を行い、愛知県、大使、受託者による企画選考委員会において、大使のニーズを勘案しながら事業内容や効果などを踏まえて大使が協力する活動を選定すること。 ・企画選考委員会及び大使の活動ニーズの聞き取り結果を踏まえ、活動計画書を作成し、県に提出すること。 ・定期的に愛知県と受託者の打合せの機会を設けること。 ・市町村等の関係機関と可能な限り連携すること。 ③活動の支援 ・大使が安全、安心して活動できるよう、大使の体調など最大限の配慮を行うこと。特に活動当日は、高齢者支援に関する実務経験が豊富な者が同行し、必要な支援を行うこと。 ④その他 ・大使のニーズ把握や活動状況などについては、担当した活動パートナー（支援者）だけでなく、常に支援者全体で情報共有すること。 ・活動実施時には参加者等へのアンケート調査を実施し、取りまとめ結果を実績報告書と合わせて県及び活動の主催者まで提出すること。 ⑤経費の支払 当事業に必要な一切の経費（活動に伴う大使等への謝金や旅費の支払いを含む。）は受託者が負担すること。

(2) 認知症本人発信支援者支援

実施内容	・県内市町村等で実施している認知症の方の活動の場（本人交流会や認知症カフェ、認知症の方を含んだ会議等）において、活動の場の企画調整・運営等を行う市町村等に対し、認知症の方に安心して参加いただき、その声を地域づくりに生かしていけるような支援等を1か所で行う。
活動時期	契約日から令和9年3月31日までの期間
活動回数	年5回程度（市町村等との打ち合わせを含む）
補足事項	・支援先市町村等の選定方法や決定は県との調整を踏まえて行うこと。 ・定期的に愛知県と受託者の打合せの機会を設けること。 ・支援先選定後、事前アンケートや打ち合わせ等により、具体的な支援内容を決定すること。 ・事業の実施にあたり、大使の協力も得ながら支援等を行うこと。 ・事業の他市町村への展開を図るための成果報告会を開催すること。 ・事業完了後、支援先市町村等に事業内容についてアンケート等により聞き取りを行い、実績報告書にまとめて提出すること。（アンケート等の聞き取り内容は県と調整の上決定すること。） ・当事業に必要な一切の経費は受託者が負担すること。

(3) その他

ア 認知症希望大使発信支援事業において、活動回数とは別に、県が事前に相談する県主催事業においても、実施内容に基づく大使の活動支援を行うこと（ただし、経費の支払は除く）。

イ 原則として、この仕様書及び提出された企画提案書により業務を行うこととするが、これによりがたい場合や、愛知県との調整が必要な事項については、随時、県と協議の上、決定することとする。

ウ その他、大使の活動促進・活動支援に資すると認められる取組については、愛知県と協議の上、委託契約金額の範囲内で実施できるものとする。

4 業務実施体制

3に掲げる業務が適切に実施されるよう責任者及び担当者を配置し、愛知県の担当者との連絡調整を適切に行う体制を確保すること。

5 完了検査

受託者は、すべての業務完了後、完了報告書を愛知県に提出し、検査を受けるものとする。

6 その他

(1) 大使の活動は、「『愛知県認知症希望大使』（認知症本人大使）設置要領」に基づくものとする。

(2) 業務を行うにあたって、著作権等の権利の対象となるものを使用するときは、その使用に関する一切の責任は受託者が負うものとする。

(3) 業務によって得られる資料及び成果物は、委託者である県が所有するものとする。